

大阪府高齢者計画2018（案）に関するパブリックコメントの結果について

【募集期間】

平成30年2月8日木曜日から3月9日金曜日まで

【募集方法】

「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、所定様式を利用し、インターネットによる電子申請、郵便、ファクシミリのいずれかにより提出いただく方法で募集いたしました。

【意見件数】

2名（うち団体1）の方から、2件のご意見をいただきました。いただいたご意見についての大阪府の考え方は次のとおりです。

| 連番 | 頁 | 章・節 | ご意見等の趣旨・内容 | 府の考え方 |
|----|-------------------|--|---|---|
| 1 | P41 ～42 | 第3章 施策の推進方策 第1節 自立支援、介護予防・重度化防止 | 自立支援、社会参加を促していく中で、リハビリからの卒業は必要と考えます。しかし、通所リハビリテーション事業を行うなかで、卒業後の受け皿となる施設、ボランティアが少ないように感じます。その拡充に加え、リハビリからの卒業を目的としたケアプランの作成、及び本人・家族を含めた介護関係者の意識の向上が求められると思います。 自立支援は、全体がその方向を向かないと難しいと感じています。 | ご意見のとおり、リハビリテーション実施に当たったの自立支援、重度化防止の観点の導入、自立支援型ケアマネジメントを図るにあたっての当事者の意識向上及び周辺環境の整備は、極めて重要であると認識しております。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。 |
| 2 | P9 P41 P138 | 第1章 計画策定の意義 第3節 計画の基本理念 第3章 施策の推進方策 第1節 自立支援、介護予防・重度化防止 第5章 大阪府高齢者計画2015の検証 第2節 圏別の状況 | 各方策に遅れが生じるようなことでは困ります。府民全体の問題として考え、計画の確実な推進をお願いします。各サービスの受け入れ体制をしっかりと整えるためにも必要です。総合事業においては、各市町村の実施状況にばらつきがあります。今後は大阪府全体で合議を重ねてある程度の標準化が必要です。各市町村での取り込みが多くあります。境界地に住まいする方々にはとまどいが生じています。また、老々介護家庭等ではデジタル化に向かう世間についていくには大変なストレスです。府庁や役所のホームページやインターネットでの呼びかけにはついていけず困り果てています。 | 大阪府では、計画の基本理念を踏まえ、平成29年度より府内すべての市町村で実施することとなった「新しい総合事業」において、市町村における着実な実施に向けた支援・助言を積極的に行うなど、計画の確実な推進に取り組んでまいります。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。 |